

パートナーシップ構築宣言等に関する 現状と今後の取組

令和7年2月21日

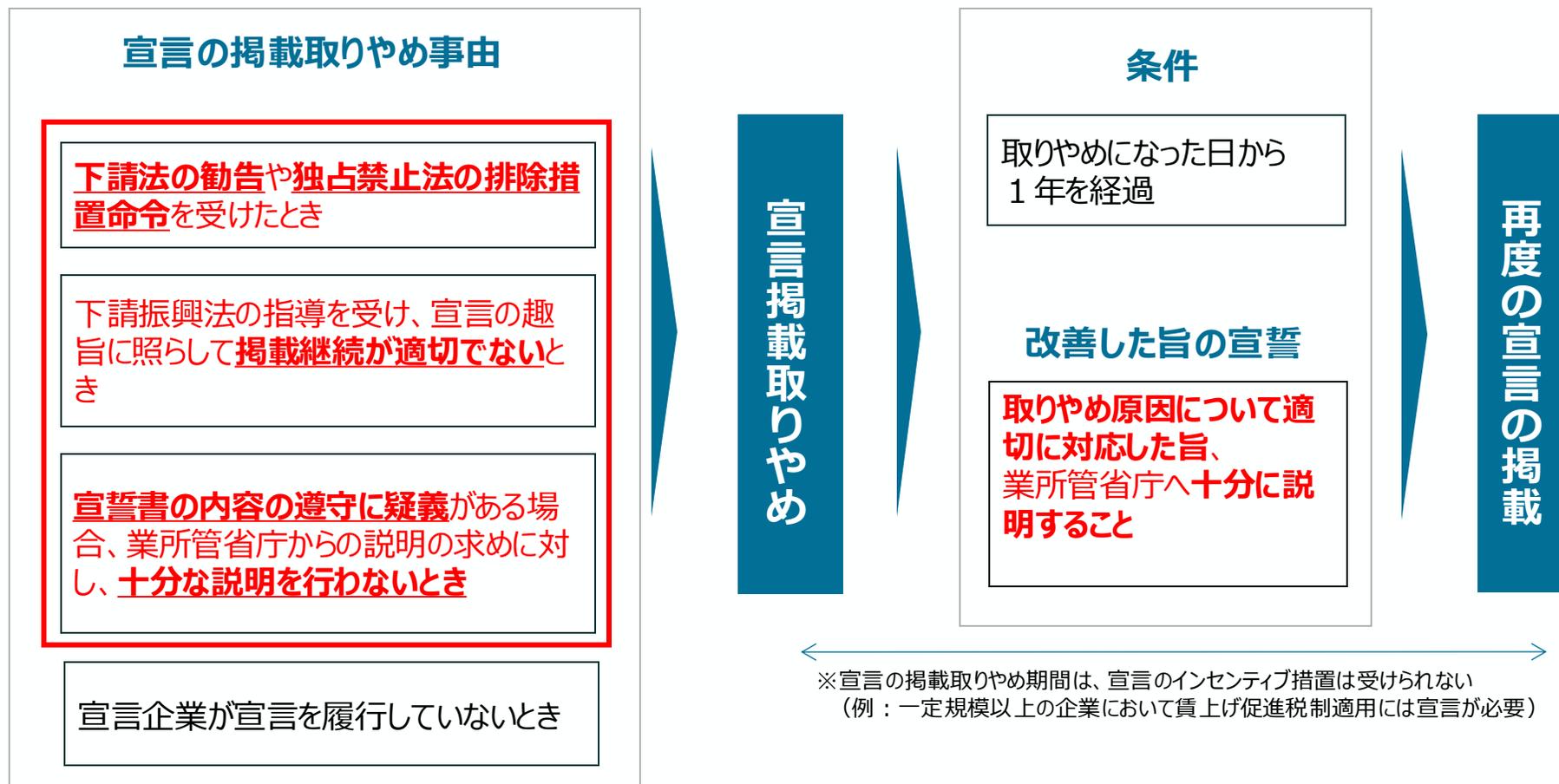
経済産業省

パートナーシップ構築宣言公表要領改正のポイント

- 不適切な取引を行う企業が宣言を継続することは適切ではなく、企業の宣言内容遵守の意識を高めることが必要。
- 宣言の公表要領を改正し、**宣言企業の説明責任及び業所管省庁によるチェックを強化。**

<宣言掲載取りやめから再度の宣言の掲載に至る流れ>

赤字：公表要領に追加する事項



宣言の取組状況調査結果の主なポイント

取引適正化重点5 課題に関する宣言企業の評価（受注側企業の回答に基づき評価）【抜粋】

（受注側企業調査にて対象回答が5件以上集まった宣言企業のみ）

※昨年度と質問項目等が異なるため、直接的な比較はできない。

(1) 価格決定方法の適正化	令和6年度結果	令和5年度結果
①価格協議について（令和6年度:n=527,令和5年度:n=163）		
<ul style="list-style-type: none"> 8割以上の受注側企業から、価格協議に応じたと評価された 	527社 (100%)	161社 (98.8%)
<ul style="list-style-type: none"> 8割未満の受注側企業から、価格協議に応じたと評価された 	0社	2社 (1.2%)
②価格転嫁について（令和6年度:n=617,令和5年度:n=206）	※受注側企業が回答した価格転嫁率の平均値	
<ul style="list-style-type: none"> 7～10割程度の価格転嫁を受け入れたと評価された 	158社 (25.6%)	72社 (35.0%)
<ul style="list-style-type: none"> 4～6割程度の価格転嫁を受け入れたと評価された 	383社 (62.1%)	120社 (58.3%)
<ul style="list-style-type: none"> 1～3割程度の価格転嫁を受け入れたと評価された 	74社 (12.0%)	14社 (6.8%)
<ul style="list-style-type: none"> 価格転嫁を受け入れなかったと評価された 	2社 (0.2%)	0社
(2) 型取引の適正化（令和6年度:n=73, 令和5年度:n=25）		
<ul style="list-style-type: none"> 2割超～5割未満の受注側企業から、無償の型管理ありと評価された 	46社 (63.0%)	17社 (68.2%)
<ul style="list-style-type: none"> 5割以上の受注側企業から、無償の型管理ありと評価された 	3社 (4.1%)	4社 (16.0%)

下請中小企業振興法改正の検討事項

① 多段階の事業者が連携した取組への支援

- ◆ 直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すため、**複数の取引段階にある事業者による振興事業計画を支援対象**に追加。

② 国及び地方公共団体の責務、連携強化

- ◆ 全国津々浦々の価格転嫁を推進するため、「**地方公共団体は、下請振興に必要な施策の推進等に努める**」「**国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める**」旨を規定。

③ 主務大臣の権限強化「勸奨」

- ◆ 主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、**より具体的措置を示して、その実施を促す（「勸奨」する）**ことができる旨を規定。

④ 適用対象の追加

- ◆ **①発荷主-運送の取引（下請法と同様）②従業員の大小関係がある親事業者（下請法より広い）**を追加。

⑤ 「下請」という用語の改正

- ◆ 「下請」等が含まれる用語を、**時代の情勢変化に沿った用語に改める。**